

令和4年度千葉県当初
予算編成に対する要望書

千葉県市長会

目 次

【重点要望事項】

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に関する総合的な支援について…………… 5
- 2 子ども医療費助成制度の拡充等について…………… 7
- 3 医療・看護人材の確保、医療相談体制の充実、病院運営に対する
財政的支援等について…………… 8
- 4 交通安全対策の強化について…………… 9

【要望事項】

- 第1 新型コロナウイルス感染症対策の充実強化について…………… 10
(地方行財政の充実強化)
 - 1 新型コロナウイルス感染症対応に係る財源措置等について…………… 10(健康福祉行政の充実強化)
 - 2 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者などに関する情報提供について…………… 11
 - 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療体制の拡充等について…………… 11(商工労働行政の充実強化)
 - 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内経済に対する支援に
ついて…………… 12
- 第2 総合企画行政の充実強化について…………… 14
 - 1 公共交通における運転士の確保について…………… 14
- 第3 健康福祉行政の充実強化について…………… 15
 - 1 子ども医療費助成制度の拡充等について…………… 15
 - 2 医療・看護師の確保、病院運営に対する財政的支援等について…………… 16
 - 3 医療相談体制の充実について…………… 17
 - 4 さまざまな困難を抱えた子ども・若者とその家族への支援の充実に
ついて…………… 18
 - 5 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等推進事業の延長について…………… 18
 - 6 保育士確保に向けた処遇改善の取組について…………… 18
 - 7 千葉県国民健康保険における県内保険料水準の統一に向けた
検討について…………… 19

8	介護保険制度の見直しについて	19
9	障害者支援の充実について	20
10	結婚新生活支援事業における都道府県主導型市町村連携コースへの参加について	20
11	産後ケア事業実施における財政的支援について	20
第4	環境生活行政の充実強化について	22
1	自転車保険等の加入の義務化について	22
2	合併処理浄化槽の老朽化対策について	22
3	消費生活相談員の派遣、育成制度の確立について	23
4	脱炭素社会の実現を目指した取組について	23
第5	商工労働行政の充実強化について	24
1	企業立地に関する補助金等の財政支援等について	24
第6	農林水産行政の充実強化について	25
1	東総台地地区広域営農団地農道の維持管理における県営事業化及び財政支援について	25
2	畜産臭気の軽減対策について	25
3	農業用廃プラスチックの処理対策について	26
4	有害鳥獣被害対策への支援について	26
5	ナラ枯れ被害対策の実施について	27
6	ノリの不作の原因究明及びノリの品種開発について	27
7	広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）の早期完了について	27
8	飼料用米等拡大支援の継続について	28
第7	県土整備行政の充実強化について	29
	（道路・橋梁）	
1	幹線道路（船形バイパス）の整備について	29
2	主要地方道我孫子関宿線の渋滞緩和及び拡幅整備事業の早期完成について	29
3	地域高規格道路茂原・一宮・大原道路の整備促進について	30
4	主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）の整備について	30

5	銚子連絡道路の整備促進について	30
6	都市軸道路（利根川渡河部）の建設促進について	31
7	狭隘国県道の道路改良について	31
8	市原都市計画道路八幡椎津線（平成通り）の整備に係る社会資本整備 総合交付金の重点配分について	32
9	主要地方道松戸野田線の4車線化について	32
10	国県道の整備促進について	33
11	北千葉道路の早期事業化及び整備促進等について	33
12	国道465号千種新田バイパス整備の早期完成について	34
13	主要地方道及び県道の整備促進について	34
14	かずさインターチェンジ及び道路網の整備について	35
15	通学路における道路整備及び交通安全対策について	35
16	主要地方道及び一般県道の整備促進について	36
17	県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について	36
18	狭隘な国県道の道路整備の促進について	37
19	国道465号線、苅谷新田野バイパスの整備促進について	37
20	地域高規格道路茂原・一宮・大原道路全線の整備促進について	37
21	主要地方道千葉大網線並びに二級河川小中川の整備について	38
22	九十九里有料道路（波乗道路）脇の市道への飛砂対策について	38
23	野田橋の4車線化（架け替え含む）整備について	39

（河川・港湾）

24	真間川水系の整備促進について	39
25	旧江戸川の護岸改修について	39
26	二級河川の整備・維持管理及び流域治水について	40
27	印旛沼の総合的な対策について	41
28	鹿島川及び高崎川の治水対策について	41
29	一級河川大柏川第二調節池の整備促進について	41
30	二級河川の整備促進について	42
31	旧江戸川河口部及び見明川の浚渫工事の実施について	42
32	集中豪雨や台風による河川の氾濫対策について	43
33	洋上風力発電設備の設置等に伴う港湾の整備充実及び地元市町村負担金の 軽減について	43

34	海岸保全施設の早期整備について	43
35	館山港多目的観光栈橋の整備促進について	44
36	海岸防潮堤の維持管理について	44

(都市基盤)

37	江戸川第一終末処理場の早期完成について	45
38	江戸川左岸流域下水道の不明水対策について	45
39	成田国際空港の更なる機能強化等への対応について	45
40	運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の整備について	46
41	県立八千代広域公園事業の早期完了について	47

第8 教育行政の充実強化について 48

1	G I G Aスクール構想の実現に向けた財政措置等の支援について	48
2	学校給食費の無償化について	48
3	学校施設環境改善交付金の長寿命化改良事業等の交付率の引上げ及び要件の緩和について	49
4	小中一貫教育推進における加配措置について	49
5	県立特別支援学校の設置について	50
6	スクールカウンセラーの派遣の充実について	50
7	教育環境の整備について	50
8	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の予算の増額等について	51

第9 警察行政の充実強化について 52

1	道路の安全確保に関する予算の拡充について	52
2	幹部交番の警察署への昇格等、警察体制の強化について	52
3	交通安全施策について	53

県民が健康で安全・安心に暮らすことができる県づくりを進めるため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 新型コロナウイルス感染症対策に関する総合的な支援について

都市自治体においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生活への深刻な影響が長期化しているため、千葉県と連携し、新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ円滑に実施することはもとより、医療提供体制の強化など多くの課題に対し、全力で取り組んでいる。

国においても、感染拡大への対応と社会経済活動の両立に向け、経済、雇用等についての様々な対策を講じているが、感染力が強いとされる変異株への置き換えが進み、全国的に新規感染者数が急増する中で、今まで以上に、感染拡大を抑える対策や医療提供体制の強化を講じる必要がある。

また、県内経済については、今後、新型コロナウイルス感染拡大防止策が緩和されたとしても、事業者の経営再建には、長期間を要すると見込まれることから、迅速かつ適切な支援策が強く求められている。

については、次の事項について適切な支援を講じること。

- (1) PCR検査等の検査体制の拡充を図ること。
- (2) 医療機関が通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れても医療を十分に提供できるよう、必要な財政支援を早急に行うこと。
また、医療機関への財政支援について国に強く働きかけること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対応するため、病床及び医療従事者の確保など、国と連携し早急に受け入れ体制の充実を図ること。
- (4) 企業の事業継続に向けた支援策を講じるとともに、雇用維持及び業界・業種間の円滑な人材移行促進のための対策や観光プロモーション及び各種割引等の観光支援・振興策を実施すること。
- (5) 飲食店認証事業の継続・拡充において、モデル事業の効果を十分に検証の上、認証店への優遇措置の導入等、より実効性の高い制度を構築すること。また、確実な財政措置を行い、市町村と連携を図り実施すること。
- (6) 県と市町村が協定を結び、自宅療養者に関する個人情報各市町村に対し提供するとともに、市町村に協力を求める内容においては、詳細かつ早急に情報を提供すること。

- (7) 市町村主体で実施している民間保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大対策事業について、県による実施とし、市町村に対し、その事務費相当分を交付すること。
- (8) 市町村が取り組むワクチン接種等の新型コロナウイルス感染症対策に対し、財政力等にとらわれず継続的かつ十分な財政措置をするよう、国に働きかけること。
- (9) 減収補てん債について、発行額の算出方法を令和元年度調定額と比較する方法に見直すよう、また、猶予特例債について、償還期限の延長及び起債対象額に市民税や固定資産税などの徴収猶予した市税を加えるよう国に働きかけること。

2 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で実施している。

千葉県では、通院については小学校3年生まで、入院費については、中学校3年生までを助成対象としているが、多くの県内市町村が入院・通院とも対象年齢を中学校3年生まで、さらに、一部の市町村では、高校3年生まで上乗せ助成を実施しているため、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施していることから、このような地域間の格差により、人口の偏在化を助長することにも繋がりがねない不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の進行による人口減が見込まれる中、子育て世代の経済的負担を軽減する本事業は重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、より一層の充実を図ることが必要である。

本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものと考えているが、国の制度として確立するまでの間、県の責務として取り組む必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成等対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (2) 制度化されていない高校生に対する医療費の補助制度を設けること。
- (3) 市町村間の均衡を図るため、さらなる子ども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ること。
- (4) 自己負担について、多子世帯軽減や月額負担の限度額の設定などを制度化すること。
- (5) 未就学児までの自己負担を0円とすること。
- (6) 県の補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。
- (7) 全国一律の制度として、医療費を無料化にすることを、国の責任において実施するよう働きかけること。
- (8) 国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止の対象を中学校3年生まで拡大するよう国に対して働きかけること。

3 医療・看護人材の確保、医療相談体制の充実、病院運営に対する財政的支援等について

近年、急激な少子・高齢化の進行や人口減少といった社会情勢が進む中、医師・医療施設の偏在や医療に対するニーズの増加など地域医療等の課題解決が急がれている。

そのような中、千葉県における医療・看護人材の確保については、修学資金の貸付や地域医療介護総合確保基金の活用等により、様々な取組が行なわれているが、依然として人材不足は深刻であり、地域における医療のニーズが高まる中で、人材確保は喫緊の課題となっている。

また、医療相談体制についても、県により、住民が病気や怪我の際、医師や看護師等に電話相談できる「救急安心電話相談事業」が実施され、医療相談体制の一端を担っているが、この事業の更なる拡充を望む声は多い。

さらに、地域医療体制の充実強化のためには、民間病院では不採算とされる救急等の政策的医療の提供を行う公立病院等の経営の安定化が必要であるが、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療の提供体制の整備に加え、入院・外来ともに収益が大きく減少しているため、病院の運営は大変厳しい状況となっている。

このような地域医療等の課題解決のため、県の強力な支援が必要となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医療・看護に携わる人材不足が深刻化していることから、人材の確保・定着及び働きやすい職場づくりをより一層推進し、人材不足解消に向けた対策を講じること。特に救急医療体制においては、小児科医の確保を図ること。
- (2) 「救急安心電話相談」を24時間体制にし、住民に対してわかりやすく、かつ、医療に対する情報提供及び適切な助言ができる体制を整備すること。
- (3) 救急等の政策的医療の提供や新型コロナウイルス感染症対策による公立病院等の厳しい経営を安定させるため、新たな財政支援を創設するよう国に対し働きかけるとともに、県独自の支援を行うこと。

4 交通安全対策の強化について

本年6月28日、八街市において、下校途中の小学生が飲酒運転のトラックに轢かれ、5人が死傷するという痛ましい事故が発生した。

このため、県では、各市町村に対し、小学校の通学路について、緊急一斉点検等を実施し、これらに加え、飲酒運転根絶に向けた緊急啓発や通学路等における取締り強化に必要な資機材の追加配備などに取り組むこととしている。

既に、県内各市町村では、これまでも学校、教育委員会、道路管理者及び地元警察署と通学路の合同点検等を積み重ねてきており、危険個所の選定、それに伴い安全対策を実施している。

しかしながら、安全対策が不十分な地域も少なくないため、国や県による更なる対策が望まれる。

については、悲惨な交通事故の根絶を目指すために、次の事項について措置を講じること。

- (1) 通学路における道路整備や交通安全対策の実施に対し、技術的支援及び財政的支援を行うこと。
- (2) 国道及び県道における必要な交通安全対策の推進を図ること。
- (3) 地域の実状に応じ、安全に通学するための人的支援及び財政的支援を行うこと。
- (4) 通学路における速度規制を早期に実施するとともに、信号機、横断歩道など、交通安全施設を迅速に整備すること。
- (5) 交通安全指導及び交通安全啓発に対する人的支援及び財政的支援を行うこと。
- (6) 飲酒運転根絶のため、厳罰化に向けた法改正を要望すること。

【要望事項】

第 1 新型コロナウイルス感染症対策の充実強化について

新型コロナウイルス感染症対策の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(地方行財政の充実強化)

1 新型コロナウイルス感染症対応に係る財源措置等について

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、感染拡大の防止や住民生活の支援等に引き続き取り組む必要がある中、地域産業への影響などにより税収が大幅に減少し、今後の更なる影響も懸念される。

については、市町村の財政運営に支障が生じることがないように次の事項について措置を講じること。

- (1) ワクチン接種等の新型コロナウイルス感染症対策について、引き続き国・県での費用負担措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施に要する経費は、財政力指数に関係なく、国費で補填するよう、国に働きかけること。
- (3) 減収補てん債の発行額の算出について、令和元年度調定額と比較するよう、算出方法を見直すことについて、国に働きかけること。
- (4) 令和2年度に創設された猶予特例債の償還期限を令和4年度以降に延長するよう、国に働きかけること。
- (5) 令和3年度についても、猶予特例債の起債対象額に、令和2年度と同様に市民税や固定資産税などの徴収猶予した市税を加えるよう、国に働きかけること。
- (6) 令和2年度途中より市町村主体で実施することとなった民間保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大対策事業について、認可外の申請を取り扱う県が一義的に実施すべきため、県による実施に戻すこと。また、このまま事業の実施を市町村が行うときは、無償化と同様、市町村に対してその事務費相当分を交付すること。

- (7) 医療機関が地域において必要な医療を十分に提供できるよう必要な財政支援を早急に実施すること。
- (8) 通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れをしても十分な医療提供体制を確保し適切に対応できるよう、公立病院の運営に係る財政支援を拡充し、国に対しても医療機関への財政支援について強く働きかけること。

(健康福祉行政の充実強化)

2 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者などに関する情報提供について

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、自宅療養者が増加している。県は、自宅療養者に対しパルスオキシメーターを貸し出し、健康観察体制を整備したほか、7日分の食料品をパッケージにして配送する配食サービスの実施など自宅療養者への積極的な支援に取り組んでいる。

一方で、個別の事情に応じたきめ細やかな対応は、困難な状況ではないかと推察される。

については、自宅療養者に対し市町村が積極的に支援を行えるよう、県と市町村が協定を結び、自宅療養者に関する個人情報各市町村に対して提供すること。さらに、市町村が行う支援に対し、財政的な支援を行うこと。

3 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療体制の拡充等について

新型コロナウイルス感染症の更なる拡大防止のため、検査体制の拡充や新型コロナウイルスワクチン接種を速やかに行う必要がある。医療従事者、高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種が始まっているが、全県民のワクチン接種を完了するには、長期間を要することが想定される。

また、感染の再拡大に備える必要があり、県と市町村が相互に協力し、医療体制を拡充する必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) PCR検査等の検査体制の拡充を図ること。
- (2) 医療機関における病床数の増床や感染症に対応する医療従事者の確保等、受け入れ体制の充実を国と連携して早急に行うこと。
- (3) ワクチン接種の打ち手や接種会場の確保を含めた規制緩和、接種体制確保補助金の上限額の撤廃、または大幅な引き上げを行うよう国へ働きかけること。
- (4) 感染者の情報や、地方自治体に協力を求める内容については、詳細かつ早急に情報を提供すること。

(商工労働行政の充実強化)

4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内経済に対する支援について

新型コロナウイルス感染症の長期化によって、県内経済へ深刻な影響を及ぼしている。今後、新型コロナウイルス感染拡大防止策が緩和されたとしても、事業者の経営再建には、長期間を要すると見込まれる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 企業の事業継続に向けた支援策を講じるとともに、雇用維持及び業界・業種間の円滑な人材移行促進のための対策を実施すること。
- (2) 企業におけるDXや事業変革の推進支援を行うこと。また、地域への経済波及効果の大きいMICE分野について、開催形態変化に対応した新たな取組方針を早急に示し、幕張メッセ等県内施設へのMICE誘致・開催へ向けた具体的支援策を講じること。
- (3) 飲食店認証事業を継続・拡充する場合、モデル事業の効果を十分に検証の上、認証店への優遇措置の導入等、より実効性の高い制度を構築すること。また、確実な財政措置を行い、事務負担等も勘案の上、市町村と連携を図り実施すること。

- (4) 観光関係事業者が深刻な影響を受けている状況から観光プロモーションや各種割引等、大規模な観光キャンペーン等の観光支援・振興策を実施すること。

第2 総合企画行政の充実強化について

総合企画行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 公共交通における運転士の確保について

地域交通の基幹となるバス・タクシーの運転士不足により、一部事業者では運営に支障をきたしている。また、2種免許所有者の減少、女性の参画が少ない業界、運転士の高齢化により、今後はより一層、運転士不足が進むことが予測される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 地域公共交通が維持されるよう、2種免許取得に係る支援制度、運転士確保に向けた施策の強化・支援制度を創出すること。
- (2) バス・タクシー業界の女性運転士確保のため、女性も働きやすい職場環境を構築するよう、施策を講じること。

第3 健康福祉行政の充実強化について

健康福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 子ども医療費助成制度の拡充等について

千葉県制度では、通院については小学校3年生までを、入院費については中学校3年生までを助成対象としているが、多くの県内市町村が入院・通院とも対象年齢を中学校3年生まで（一部高校3年生まで）上乗せ助成を実施しているため、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、子育て世代の経済的負担を軽減する本事業は重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものと考え、より一層の充実として、県補助制度の更なる拡充を図ることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成等対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (2) 制度化されていない高校生に対する医療費の補助制度を設けること。
- (3) 市町村間の均衡を図るため、県としてさらなる子ども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ること。
- (4) 自己負担について、多子世帯軽減や月額負担の限度額の設定などを制度化すること。
- (5) 未就学児までの自己負担金を0円とすること。
- (6) 県の補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。

- (7) 全国一律の制度として、医療費を無料化にすることを、国の責任において実施するよう働きかけること。
- (8) 国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止の対象を中学校3年生まで拡大するよう、国に対して働きかけること。

2 医療・看護師の確保、病院運営に対する財政的支援等について

地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、医療・相談体制の充実が優先的課題である。

そのため、地元医師会などの協力のもと地域住民の医療ニーズに応えるよう努力しているが、医師や看護師等の確保には地域の努力のみでは限界がある。

また、地域医療体制の充実強化に向けては、民間病院において不採算とされる、救急等の政策的医療の提供を行っている公的病院の経営の安定化等が図られる必要がある。

については、医師・看護師等の確保、病院に対する財政的支援等の強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 君津地域4市では、構成する君津保健医療圏で救急医療体制を構築しているが、休日当番医における小児科医の不足や二次待機施設の減少等により、救急医療体制の維持が厳しいため、医療従事者の人材確保・定着を促進する補助事業や、医療人材のキャリアアップを支援する制度の構築を図ること。
- (2) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）創設や財政支援を行うこと。
- (3) 県奨学金利用医師の自治体病院への派遣及び県立病院からの指導医派遣システムの構築を行うとともに、医師の都市部への偏在や診療科の偏在対策等を早急に進めるよう、国に働きかけること。
- (4) 二次保健医療圏における関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、主体的に取り組むこと。

- (5) 東千葉メディカルセンターについて、累積赤字の対応を図るとともに、センターにおける人材確保等に係る支援を継続すること。
- (6) 市内での夜間二次救急医療体制整備または市域を超えた体制の整備とともに小児科医の確保を図ること。
- (7) 医師・看護師不足が以前より深刻化していることから、人材の確保・定着及び働きやすい職場づくりをより一層推進し、医師・看護師不足の解消に向けた対策を講じること。
- (8) 「医師少数区域医師派遣促進事業」の拡充及び「千葉県医師修学資金貸付制度」については、県内の中小公立病院への優先的勤務による医師の確保対策として積極的に取り組むこと。
- (9) 老朽化が著しい千葉県立佐原病院を最新の医療環境が期待できるよう建替え整備を行うこと。また、常勤の産婦人科、小児科医の確保を図ること。

3 医療相談体制の充実について

救急安心電話相談により、医療相談ができることは、県民に安心した生活を保障し、また、不要な救急活動の防止にもつながる。

また、日常的に通院することがない、かかりつけ医を持たない健常者等であっても、突発的な体調不良や怪我は時間を問わず発生する可能性があることから、この電話相談事業は更なる拡充が必要となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 「救急安心電話相談」の24時間体制の構築と更なる啓発を行うこと。
- (2) 「救急安心電話相談」及び「こども急病電話相談」を統合し、住民に対してわかりやすく、かつ、医療に対する情報提供及び適切な助言ができる体制を整備すること。

4 さまざまな困難を抱えた子ども・若者とその家族への支援の充実について

ひきこもりは、無業、経済的困窮、病気、障がい、家族や友人関係のつまずき、不登校など様々な要因の結果として引き起こされる。

当事者やその家族からの相談を受け止め、多機関協働による切れ目のない伴走型の支援を充実させることで、ひきこもりの長期化・生活課題の深刻化を防ぐ必要がある。

については、現在千葉県が1か所設置している「ひきこもり地域支援センター」を児童相談所圏域もしくは二次医療圏域ごとに拡充すること。

5 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等推進事業の延長について

「千葉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等推進事業」は、令和元年度より始まり、従前より市単独で不妊・去勢手術助成事業を行っていた市町村に対する補助金は3か年の時限措置であり、今年度をもって打ち切りとなる。

一方、市で行う「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成金事業」の申請件数は依然として多い状況にあり、今後も県による財政的支援は欠かせないものである。

については、県による補助制度の期間を延長すること。

6 保育士確保に向けた処遇改善の取組について

待機児童対策については、全国的な喫緊の課題であり、各自治体において地域の実情を踏まえ、保育所施設整備や保育士の確保に鋭意努力をしているが、個々の自治体になしうる対応には限界がある。

また、各自治体の補助金による保育士の人材獲得競争の過熱により、地域間の保育格差を生じさせる。

については、各自治体の待機児童解消に向けた取組が一層推進されるよう、次の事項について措置を講じること。

- (1) 保育園が人材を確保するための千葉県保育士処遇改善事業の補助額について、現行の保育士ひとり当たり月額2万円から東京都並みの月額4万4千円相当に引き上げること。

- (2) 市区町村の財政力によって、保育に地域格差の生じることがないように、保育士の給与の改善など、保育士の人材確保及び定着化を推進するための統一的かつ、総合的な取組を強化・充実するよう国に働きかけること。
- (3) 全ての保育施設が安定的に運営できるよう、地域の実態等を十分勘案し、公定価格を適切に設定するよう国に対して働きかけること。

7 千葉県国民健康保険における県内保険料水準の統一に向けた検討について

国民健康保険事業は、平成30年度の制度改革により、都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担うこととなった。

これに伴い、千葉県は県内市町村に対して、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した国保事業費納付金を決定することとなったが、所得水準を考慮した結果、激変緩和措置を除けば、国保事業費納付金は所得水準の高い市町村ほど相対的に高くなっている。

激変緩和措置による配分が減少していくことにより、所得水準の高い市町村は保険料率の引き上げを求められるが、その際、同じ所得、同じ世帯構成の被保険者が、住んでいる市町村の所得水準により異なる保険料になり、市町村はその説明に苦慮している。

については、被保険者の負担の公平性に鑑み、県の主導により早急に県内統一保険料率を導入すること。

8 介護保険制度の見直しについて

高齢化の進展に伴い、介護サービス費が増大するなか、介護保険料を支払う被保険者の負担が大きくなっている。

については、介護保険制度の安定的な運営を図るために、次の事項について措置を講じること。

- (1) 介護給付費国費負担金については、各保険者に対して、給付費の25%を確実に配分し、調整交付金とは別枠にすること。
- (2) 給付費の不足分は被保険者の負担となるため、被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国に対して国費負担額を引き上げるよう働きかけること。

9 障害者支援の充実について

就労移行支援事業所の少ない本地域では、個々の特性にあった施設に通うためには域外への通所を余儀なくされることが多く、交通費の負担が大きい。一方、都市部では多数の就労移行支援事業所等がある。

障害者は住む地域によって、就労機会の公平性が確保されておらず、地域間の面的な公平バランスをとるためにも、通所に要する交通費の助成が必要である。

については、それぞれの適性に合った就労移行支援事業所に通う障害者の経済的負担を軽減し、福祉増進を図る観点から、当該事業を県における地域生活支援事業の対象とし、施設通所のための交通費を助成すること。また、国への働きかけも行うこと。

10 結婚新生活支援事業における都道府県主導型市町村連携コースへの参加について

少子化の進行は、地域に多大な影響を及ぼし、少子化対策は県全体で取り組むべき課題である。

内閣府の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用して実施する「結婚新生活支援事業」は、千葉県が事業実施計画を策定し、その計画に沿って市町村が事業実施計画を作成し実施することとなるが、千葉県が策定する計画は、補助上限額及び補助率が低い「一般コース」のみとなっており、補助上限額及び補助率が高い「都道府県主導型市町村連携コース」は計画外となっている。

については、市単独での結婚支援センター運営は、財政面及び人材面で難しいため、千葉県主導での結婚新生活支援事業の推進を図ること。

11 産後ケア事業実施における財政的支援について

令和3年4月1日から施行された母子保健法の一部改正に伴い、産後ケア事業を法定化し、事業の実施を市町村の努力義務と定め、事業の対象時期についても産後4カ月から1年まで拡大された。

産後ケア事業を安定的に実施する必要があるが、受託業者から人件費等の面で非常に厳しいとの意見がある。

国においては、人口区分に応じた単価に実施月数を乗じた額を上限とし、その2分の1を補助しているが、安定的に受託事業者と契約し、産後ケア事業を実施していくためには、市町村の事業費負担が大きい。

については、県においても、市町村の事業費負担が軽減されるよう財政的支援をすること。

第4 環境生活行政の充実強化について

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 自転車保険等の加入の義務化について

近年、自転車事故による高額賠償請求事例が全国各地で散見される中、埼玉県では平成30年4月1日、神奈川県では平成31年4月1日に、長野県では令和元年10月1日、東京都では令和2年4月1日に自転車利用者等の自転車損害賠償保険等の加入が条例で義務化されるなど、近隣県でも自転車損害賠償保険等の加入の義務化が進められており、自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と被害者の保護を図る取組も広がりつつある。

については、千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第15条で努力義務とされている自転車損害賠償保険等への加入を義務化とすること。

2 合併処理浄化槽の老朽化対策について

住宅団地における51人槽以上の合併処理浄化槽は、住宅団地造成時に、当時の千葉県浄化槽取扱指導要綱に基づき設置された。

これらの合併処理浄化槽は、居住者が共同で維持管理をしているが、設置後40年前後経過し、修繕費用の増大が顕著である。一方で、住民の高齢化が進み、その費用負担及び維持管理能力の低下が懸念される。

については、次の事項について措置すること。

- (1) 51人槽以上の合併処理浄化槽の施設修繕費用に対する補助及び更新整備する場合の補助制度を創設すること。
- (2) 既存の合併処理浄化槽を廃止し、各宅地に個別の小型合併処理浄化槽へ切替える場合の設置費に対する補助制度を創設すること。

3 消費生活相談員の派遣、育成制度の確立について

消費生活相談員は、専門的知識が必要なことから人材確保が難しく、他市等との兼務が多い。将来的には、消費生活相談員が不足する事態が予測されており、消費生活相談員の確保が大きな課題となっている。

全国的にも消費生活センターの機能強化が求められており、国では、消費生活相談員担い手確保事業を実施し、消費生活相談員の養成に取り組んでいる。また、有資格者を確保するための「消費生活相談員等人材バンク」の設置も進んでおり、関東では、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県などが設置している。

については、千葉県内各市町村の消費生活相談員を確保し、センターの機能強化を推進する観点から、千葉県においても、研修を経て市町村に派遣又は斡旋する人材バンク制度等を設立すること。

4 脱炭素社会の実現を目指した取組について

地球温暖化対策について、国は2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目標に国を挙げて脱炭素社会の実現に取り組むとしている。

また、2030年度の温室効果ガスの削減目標については46%減（2013年度比）に引き上げた。

県内では、令和3年5月24日現在で11自治体がゼロカーボンシティを表明している。

千葉県においては、令和3年2月の定例県議会にて県民や事業者、市町村と協力し「オール千葉」で一層の地球温暖化対策を推進し、2050年の脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。

については、「オール千葉」で地球温暖化対策を促進するため、全ての県民、事業者等に対し脱炭素社会の実現を目指した行動について強く求めること。

第5 商工労働行政の充実強化について

商工労働行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 企業立地に関する補助金等の財政支援等について

新型コロナウイルス感染症を契機に人々の暮らし方や働き方が変化し、新しいテクノロジーが進展していく中、戦略的な企業誘致を進めていく必要が増している。

東京外かく環状道路の千葉区間開通や令和6年度の圏央道全線開通等により、県内への企業立地ニーズは高まっている。しかし、既存の工業エリアには企業の新規立地に適したまとまった産業用地の空きがなく、企業誘致の機会を逸しており、産業用地の確保が課題となっている。

地域経済を活性化させていくためには、企業誘致を推進していくとともに、既存事業者への再投資も促進していくことが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県立地企業補助金について、工場、研究所等の新規立地を促進するため、対象要件の緩和や補助内容の拡充をすること。
- (2) 産業用地整備事業について、事業者が負担するインフラ部分の工事費を対象とする等、支援の拡充をするとともに、事業検討の参考となる事例等を県ホームページ等で確認できるよう、システムを構築すること。
- (3) 産業用地整備に取り組む市町村に対し、財政支援の充実及び専門的な知識を有する職員派遣等の人的支援を行うこと。
- (4) 地域経済を牽引するような投資を加速させるため、地域経済牽引事業計画を策定した企業に対する補助制度創設など、支援の拡充をすること。

第6 農林水産行政の充実強化について

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 東総台地地区広域営農団地農道の維持管理における県営事業化及び財政支援について

本広域農道は、平成4年度から整備を開始し、平成15年度に東総台地Ⅰ期地区の3.0km、平成27年度に東総台地Ⅱ期地区の6.2kmを県より譲与を受けた地元市が維持管理を行っている。

東総台地Ⅰ期地区は供用開始から15年以上が経過しており、舗装のひび割れ等が発生し、輸送中の農作物の荷痛みが顕著に見られ、安全な走行にも支障が出てきている。

さらに、橋梁5箇所については、東日本大震災を受けて改訂された耐震基準を満足していない。

路面補修工事・橋梁補強工事等には多額の費用が必要であり、厳しい財政状況の中、市で大規模な補修工事等を実施することは困難な状況にある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 大規模事業となる場合は、県営事業で実施すること。
- (2) 市が実施する場合は、特別な財政的支援を行うこと。

2 畜産臭気の軽減対策について

地域住民の環境に対する関心が高まる中、家畜の飼養規模の拡大や農場周辺における住宅地の造成などにより、畜産経営に起因する臭気への対処が重要である。

また、臭気は発生農場の特定が難しく、市町村の区域を超えて影響を及ぼすため、広域的な取組として対策することが必要である。

畜産農家は、関係法令等に基づき適正な飼養管理に努めているが、畜産堆肥の需要が増えていないこともあり、堆肥が滞留した場合さらに問題が表面化し経営の継続にまで及ぶことが懸念される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 現在、千葉県が実施している「さわやか畜産総合展開事業」について、臭気の軽減につながる新たな取組等を加え、対策を強化すること。
- (2) 臭気の一因であり規模拡大の障害となっている畜産堆肥について、利用を増やすための策を講じること。

3 農業用廃プラスチックの処理対策について

近年、中国などにおける廃プラスチックに対する輸入規制の強化により、廃プラスチックが国内に滞留している。

特に、農業用廃プラスチックは国内処理業者からの引き合いも弱く滞留は顕著となっており、処理コストが高騰しているため農業経営への影響が懸念される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国の主導による再資源化への取組や国費負担など、処理費用の抑制に向け働きかけをすること。
- (2) 民間処理業者を活用し、農業用廃プラスチックの処理スキームを早急に見直しすること。
- (3) 農業用廃プラスチックの処理にかかる運搬経費など、農家の費用負担の軽減を図ること。

4 有害鳥獣被害対策への支援について

千葉県ではイノシシ追い払いを目的とした耕作放棄地等の刈払い作業に要する経費に対し、平成30年度から令和2年度まで、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金を実施していた。

イノシシ被害の拡大防止には、継続的な取組が必要であることから、次の事項について措置を講じること。

- (1) 本補助金制度の再開又はこれに代わる有害鳥獣被害対策への支援を実施すること。
- (2) 営農意欲向上のため、市町村の補助金上限額の引上げまたは撤廃すること。

5 ナラ枯れ被害対策の実施について

ナラ枯れの被害は、令和3年1月末時点で、県内29市町で発生しており、今後も県内で被害の拡大が見込まれ、倒木による住宅への被害や道路の遮断、電線などの切断等により住民生活への支障が想定される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県主導による広域的な取組が効果的であると考えられることから、国・県・市町村の連携による一体的な取組体制を構築すること。
- (2) 市町村が単独で対策事業を講じた際、森林環境譲与税の額を超えて事業を実施した場合などの財政支援をすること。

6 ノリの不作の原因究明及びノリの品種開発について

現在、千葉県では、千葉海苔の養殖業を最重要漁業の一つと位置付け、価格の下落傾向、消費低迷等の課題に取り組むため、関係団体と「千葉県海苔販売促進基本方針」を策定し、千葉海苔の販売促進を図ってきたところである。

しかし、近年、秋季における海水温の低下の遅れ、鳥・魚類の食害等により深刻な不作が続き、廃業する生産者も年々増加している。

千葉県水産総合研究センターの指導で様々な対策を行い効果を上げているが、依然として根本的な不作原因の解明には至っていない。

については、令和4年度においても引き続き不作原因の究明と、高水温に強く、高品質なノリの品種開発に係る予算を拡充すること。

7 広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）の早期完了について

安房2期地区（L＝3，217m）は、房総南部観光交流空間プロジェクトとして計画認定を受け、道整備交付金により事業を実施し、その後、平成33年度を事業計画期間とする、地方創生道整備推進交付金により事業を継続している。

本地域は、米、びわ、温州みかん、食用なばな、花卉を中心とした農業が盛んであるが、主要道路は山並に分断され、集落間を連絡する道路が無いため、農林産物の集出荷、集落間の相互交流や農林業の振興など社会生活上の基盤整備が遅れている地域となっている。

については、農林産物の集出荷体系及び流通経路の確立、生活環境の改善を図り、農業の発展と活力ある地域性の形成に向け、安房地域を南北に縦断する国道と県道等を横断で結ぶ基幹農道を計画期間内に完成すること。

8 飼料用米等拡大支援の継続について

食用米の消費低迷や新型コロナウイルス感染症拡大による飲食店の時短営業・休業によって業務用米の需要が減少し、米価の更なる下落が予想される。香取地域においても食用米以外の飼料用米に取り組む水稻生産農家が増加している。

現在、新規の転換や取組の定着を図るため、転換作物を生産する農業者に対し県助成「飼料用米等拡大支援事業」に加え、国の追加支援「都道府県連携型助成」を行なっている。

令和4年以降については、「国の支援策の動向を踏まえ対応を検討する」とされている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国の支援有無にかかわらず、県助成を継続すること。
- (2) 国の支援が終了した場合においては、国の追加支援分を含む現行の支援規模を県独自に継続すること。
- (3) 国の支援が継続されるよう、国に働きかけること。

第7 県土整備行政の充実強化について

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(道路・橋梁)

1 幹線道路（船形バイパス）の整備について

船形バイパスは、広域幹線道路から観光拠点となる海浜部への誘導を図ることで、地域の活性化や域内交通の循環性の向上に大きく寄与する道路として期待されている。

また、県道犬掛館山線の国道127号から県道館山富浦線までの間は、抜け道として多くの車両が進出するにもかかわらず、幅員3.0m程度で歩道の無い1車線道路であり、安全な通行の確保が強く求められている。

については、広域幹線道路から観光拠点となる海浜部へのアクセス性の向上や、域内交通の循環性の向上と安全な通行を確保するため、船形バイパス（県道犬掛館山線）の更なる整備促進を図ること。

2 主要地方道我孫子関宿線の渋滞緩和及び拡幅整備事業の早期完成について

主要地方道我孫子関宿線は、新大利根橋の無料化に伴い、以前より増して慢性的に交通渋滞が発生している状況にある。

このため、我孫子関宿線の慢性的な渋滞により、柏市や我孫子市の市道にも渋滞を避ける車が流入するようになり、児童や高齢者などの歩行者にとって危険な状態が続き、地域住民の安全が脅かされている。

また、木間ヶ瀬小学校付近の通学路が狭小となっており、児童等の通行が危険にさらされている状況が長年続いている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 道路拡幅整備の計画が事業計画の公表から時間が経過しており、交通安全対策の観点から拡幅整備事業の早期完成をすること。
- (2) 主要地方道我孫子関宿線の慢性的な渋滞緩和対策（バイパス道路整備など）に必要な予算措置を行うこと。

3 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路の整備促進について

地域高規格道路茂原・一宮・大原道路は、首都圏中央連絡自動車道と一体となり、県内各地域との交流拡大を高めるとともに、観光立県を目指す千葉県にとっても、首都圏から外房地域への道路ネットワーク形成を図る上で、大変重要な道路である。

また、長生地域にとっては、首都圏中央連絡自動車道の波及効果を高め、地域の活性化を図る上から、本道路の果たす役割は重要である。

については、地域高規格道路茂原・一宮・大原道路から創出される中房総地域への観光振興の更なる拡大のため、全線を事業化し、長南町境から広域農道までの茂原市区間3.2kmの整備促進を図ること。

4 主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）の整備について

主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）は、佐倉市の南北を結ぶ都市計画道路寺崎・萩山線として位置づけられた重要な道路である。

このバイパス整備により市内の混雑緩和や京成電鉄軌道との安全な交差や、狭あい道路を大型貨物自動車等の通行による危険回避など、市内交通の様々な課題の解消が期待される。

また、国道51号や東関東自動車道水戸線から観光拠点である印旛沼などを経由し、北総地域までを南北に結ぶ広域的な幹線道路として、更なる交通アクセスの改善が期待できる。

については、市内交通の課題解決と地域経済発展のため、佐倉印西線バイパス（田町工区）の早急な整備を図ること。

5 銚子連絡道路の整備促進について

銚子連絡道路は、東関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道、千葉東金道路等の高規格幹線道路と一体となって、山武・東総地域と東京や県都千葉市等とを結び、広域的な交流・連携により地域構造を強化し、本地域の活性化・発展には欠かせない重要な地域高規格道路である。

また、災害時や千葉県北東部の基幹病院である旭中央病院への緊急搬送路としても利活用が図れることから、地域住民は早期の完成に大きな期待を寄せている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 横芝光町から匝瑳市間の5 k m及び旭市から銚子市間の6 k mの区間について早期に完成すること。
- (2) 匝瑳市から旭市間の早期事業化に向け、都市計画決定への手続きを速やかに進め、全線完成のために更なる事業促進を図ること。

6 都市軸道路（利根川渡河部）の建設促進について

都市軸道路は、つくばエクスプレス沿線地域の骨格軸を形成し、地域間の連携強化及び新たなまちづくりや交流の促進を図るうえで重要な広域幹線道路となっており、全線開通することで、首都直下型地震などによる災害時の救命活動及び復旧活動にも大きな役割が期待されている。

しかし、現状においては、茨城県と千葉県で事業化に向けての意見交換会を実施しているが、整備手法が未定であり、全線開通の障害になりかねない状況である。

については、都市計画道路3・2・40号十余二船戸線は柏市の北部地域の交通処理を行う主要幹線道路であることから、茨城県守谷市と柏市間の当該道路（利根川渡河部）の整備について、茨城県と協議調整し、早期整備に向けた着手を進めるのに必要な予算措置を行うこと。

7 狭隘国県道の道路改良について

主要地方道である天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線は、周辺住民にとって主要な生活道路であるが、狭隘な区間が多く、また、歩道が整備されていないため歩行者にとって大変危険な道路となっている。

また、国道297号は、地元市の都市間交流に重要な幹線道路であり、首都圏中央連絡自動車道木更津・東金間が供用開始され、車で来訪する観光客の多くが利用しているが、松野地先の道路が特に狭隘であり、また、本道路は通学路となっている区間があり、路側帯のカラー舗装はされたものの、歩道が整備されていないため、毎日子供たちが危険と隣り合わせにある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道128号、国道297号及び主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線における狭隘な区間についての道路改良・歩道整備等を図ること。
- (2) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進を図ること。
- (3) 国県道の維持管理について、沿線の除草作業の充実を図ること。

8 市原都市計画道路八幡椎津線（平成通り）の整備に係る社会資本整備総合交付金の重点配分について

都市計画道路八幡椎津線（平成通り）は、京葉臨海工業地帯を支える国道16号を補完し、千葉市から木更津市までを結ぶ広域的な都市間幹線道路であり、災害時の避難・救援路として重要な役割を担っている。全線の早期開通が求められるが、社会資本整備総合交付金の予算配分は、国が示す重点事業に特化しており、持続的な交付金の確保に危惧している。

都市計画道路八幡椎津線は、地元市が目指すコンパクト＋ネットワークのまちづくりに資するほか、沿線都市との広域連携を促進する路線である。

については、都市計画道路八幡椎津線が、国が推進する立地適正化計画等に照らし重要な路線であることを踏まえ、広域都市圏の発展に必要な事業に交付金を重点配分するよう、国に働きかけること。

9 主要地方道松戸野田線の4車線化について

主要地方道松戸野田線は、松戸野田有料道路が平成19年度に無料化されて以降、市街地を通過する交通量が増加している。

さらに、沿道の巨大物流施設の稼働により、令和5年度までに大型車両を中心に更に交通量が増大する見込みであり、現状、通行車両の増加や地形地質的要因により、路面の破損が頻発し、車両事故の発生が懸念されている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 適切な道路構造における4車線化を目指すとともに、当面の渋滞対策として、野田市の今上交差点の右折、左折レーンの延長等を実施すること。
- (2) 適切な管理のもと必要な補修工事を随時行うこと。

10 国県道の整備促進について

東関東自動車道館山線及び国道127号富津館山道路、首都圏中央連絡自動車道などの地元市周辺の高規格幹線道路網の整備は着実に進められているが、これら道路と地元市を結ぶアクセス道路となる国県道は、継続して整備が進められているものの、一部に狭隘かつ屈曲、急勾配な箇所や歩道の未整備区間が残り、利用者が安心して通行できる道路とは言い難い状況にある。

また、県が掲げる県都1時間構想や高速道路アクセス30分構想の実現のためにも、国県道の更なる整備促進が必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道市原天津小湊線 坂本工区改良事業の本年中の完遂、竜ヶ尾周辺の狭隘及び屈曲箇所解消
- (2) 一般県道天津小湊田原線 坂下バイパス整備、通学時の交通安全対策のための歩道整備
- (3) 主要地方道鴨川保田線 長狭高校前交差点右折レーン設置、主基交差点整備、御園橋架替
- (4) 主要地方道富津館山線 金束工区整備
- (5) 国道410号 八丁地先未改良区間狭隘・屈曲箇所解消
- (6) 国道128号 トンネル内照明灯の不点灯箇所解消
- (7) 主要地方道千葉鴨川線 国道128号から鴨川警察署前交差点歩道拡幅
- (8) 主要地方道鴨川富山線 東地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所解消

11 北千葉道路の早期事業化及び整備促進等について

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力、また災害時における緊急輸送道路ネットワークの強化に資するとともに、周辺道路の渋滞緩和等による物流等の効率化や商工業の振興など地域の活性化に寄与する大変重要な道路である。

令和3年度に、東京外かく環状道路から市川市大町付近までの3.5kmについて、国の権限代行による新規事業化となったところではあるが、未事業化区間を含む全線が供用開始することで、事業効果が発現される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 未事業化区間の事業化を行うとともに、現在、事業着手している栗野バイパス整備を促進すること。

- (2) 吉高交差点から成田方面の暫定2車線供用区間を本線4車線の完成形に整備促進すること。
- (3) 景観向上の観点に配慮した道路管理に努めること。

12 国道465号千種新田バイパス整備の早期完成について

国道465号は、橋梁の架け替えなど着実に整備が進んでいるが、未だ屈曲狭隘な区間が多く、観光バスなどの大型車両の通行に支障をきたしている。

平成30年11月には、本路線の狭隘区間において死亡事故が発生し大変危険な状況にある。

国道465号千種新田バイパスの整備により、これらの屈曲狭隘区間の通行を回避でき、歩行者等の安全性確保や緊急車両の到着時間の短縮、津波、高潮など浸水の恐れのある沿岸部からの緊急避難路としても重要な役割が期待される。

また、同バイパスの整備は、施工中の県道君津大貫線本郷バイパス、市道山王下飯野線及び市道下飯野線と併せて広域的な道路網の形成に寄与する。また、県立富津公園から南房総地域へのアクセスが向上し、南房総全体の観光振興にも寄与するため、早期に完成すること。

13 主要地方道及び県道の整備促進について

主要地方道浜野四街道長沼線の国道51号と国道126号を結ぶ区間のうち、四街道市域における国道51号の北千葉拡幅事業、吉岡十字路の交差点改良事業の進捗及び千葉市域の完成により、地区住民から全区間の早期完成を望む声が強くなっている。

また、沿道には四街道市総合公園があり、アクセス道路として歩行者や自転車利用者が多く、現在の狭い歩道等の改善が必要である。

さらに、県道佐倉停車場千代田線の亀崎地区において、児童や高齢者が被害者となる死亡事故等が発生している。当該路線は児童の通学路に指定されており、通学等の歩行者への安全対策は急務となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道浜野四街道長沼線における四街道市域の区間について、早期完成に向けて、より一層の事業推進を図ること。
- (2) 都市計画道路3・4・7号南波佐間内黒田線を県事業として、連続した整備をすること。
- (3) 県道佐倉停車場千代田線の亀崎地区において、歩道の未整備区間を早期に整備すること。

14 かずさインターチェンジ及び道路網の整備について

東京湾アクアラインと首都圏中央連絡自動車道は一体となって首都圏を環状に結ぶことで整備効果を着岸地周辺都市に波及させているが、着岸地で増加傾向にある交通量を分散し利用者にとって安全・安心な道路網を確保する必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) (仮称)かずさインターチェンジの早期着工について国に働きかけること。
- (2) (都)中野畑沢線・(都)西内河根場線の早期供用開始
- (3) 着岸地周辺の臨海部を結ぶ東京湾岸道路、国道409号(袖ヶ浦ICから木更津金田IC間)の4車線化の早期事業化について国に働きかけること。
- (4) 大型車両等が増加している(主)袖ヶ浦中島木更津線等の道路環境の整備
- (5) 国道409号の袖ヶ浦市横田市街地幅員狭隘箇所及び屈曲箇所の局所改良並びにJR久留里線東横田駅付近の踏切横断部における危険性の高い変則交差点の早急な改善
- (6) 県道長浦上総線の狭隘部の安全対策の実施

15 通学路における道路整備及び交通安全対策について

令和3年6月28日、八街市において、下校途中の小学生が飲酒運転のトラックに轢かれ、5人が死傷するという痛ましい事故が発生した。

については、悲惨な交通事故の根絶を目指すために、次の事項について措置を講じること。

- (1) 事故が発生した通学路に関わる道路整備についての技術的支援及び財政支援を行うこと。

- (2) 全小中学校の通学路における道路整備や交通安全対策の実施にあたっての技術的支援及び財政支援を行うこと。
- (3) 国道及び県道における必要な交通安全対策の推進を図ること。

16 主要地方道及び一般県道の整備促進について

主要地方道千葉竜ヶ崎線は、千葉ニュータウン内に建設された大型物流施設の稼働により、大型車両の交通量が増加し、狭隘箇所での交通渋滞が慢性化しており、歩道の未整備箇所では歩行者の安全性も懸念されている。

主要地方道船橋印西線については、千葉ニュータウン地区から主要地方道市川印西線までが未整備のため、主要地方道千葉竜ヶ崎線へ車両が集中し、交通渋滞が発生している。

さらに、県道印西印旛線は、JR小林駅へ通ずる幹線道路であり、かつ通学路であることから整備促進を図り早期完成が地元住民からも望まれている。

以上のことから、次の事項について措置を講ずること。

- (1) 主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパス（仮称）コスモス通りの早期完成
- (2) 主要地方道船橋印西線の延伸整備
- (3) 一般県道印西印旛線の早期完成

17 県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について

県道千葉ニュータウン北環状線は、千葉ニュータウンの北側を白井市根地先から印西市草深を結ぶ主要道路である。

また、市の都市マスタープランでは「地域間幹線道路」として位置付け、国道16号や国道464号との道路ネットワークを形成し、市の発展に大きく寄与するものとしている。

しかし、白井市清戸地先において整備がこう着しているため、地元市の街づくりにおいて大きな支障となっているほか、迂回路となっている周辺市道には地域の住民の生活道路もあり、渋滞や安全性の問題も深刻となっている。

については、県道千葉ニュータウン北環状線を早期に整備すること。

18 狭隘な国県道の道路整備の促進について

南房総地域は、東京湾アクアラインや東関東自動車道館山線等の高規格幹線道路の整備により広域幹線道路網との接続が飛躍的に向上し、観光振興地域の活性化など大きな効果が期待されている。しかし、一般道路の未整備区間は、狭隘で屈曲箇所も多く、市民生活に支障をきたしている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道410号の未改良区間である旧丸山小学校跡地の早期整備をすること。
- (2) 県道和田丸山館山線の二級河川山名川に架かる大橋の架け替えをすること。
- (3) 国道127号から県道犬掛館山線までの区間について、広域営農団地農業整備事業（安房2期地区）で令和4年度に供用開始を予定していることから交通量の増加が見込まれる交差点の改良をすること。

19 国道465号、苅谷新田野バイパスの整備促進について

国道465号線は、海と緑に囲まれた豊かな自然と温暖な気候を活かした観光施設を相互に結び地域間交流の活性化、産業や経済流通及び文化の発展に大きく貢献する基幹道路であり、地域創生にも大きく寄与し、首都圏中央連絡自動車道路へのアクセス道路として極めて重要な役割を果たす路線である。

更に防災においても、千葉県緊急輸送道路1次路線と指定され防災拠点相互に連絡する当該地域主要幹線道路とし、特に必要な路線である。

各所で整備は進んでいるが、未整備区間も多く存在しているため、本路線のバイパス化等の整備促進をすること。

20 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路全線の整備促進について

地域高規格道路茂原・一宮・大原道路については、その一部（地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン））の整備に着手したが、全線が整備区間となるには至っていない。

夷隅地域は、医療施設が希薄なために、長生・山武地域の医療機関に緊急時に依存する事が大いに予見される。

また、首都圏中央連絡自動車道に接続する本線から創出される中房総地域への観光振興の更なる拡大、地域創生の目標実現のためには、極めて重要な路線である。

については、長生グリーンラインの早期完成はもとより全線の整備促進をすること。

21 主要地方道千葉大網線並びに二級河川小中川の整備について

主要地方道千葉大網線は、千葉市と大網白里市を結ぶ極めて重要な幹線道路であり、物流を担う主要道路として、また、市民生活に欠かせない生活道路として多く利用されている。

地元市において、主要地方道千葉大網線の整備はスマート I C の開通による人や物の流れを市域に誘導し、活性化及び都市機能の向上を図るうえで必要不可欠である。

については、暫定供用となっている主要地方道千葉大網線と大網白里スマート I C アクセス道路の交差点から駒込交差点までの整備と併せて、並行する二級河川小中川を含む治水事業を一体的に整備すること。

22 九十九里有料道路(波乗道路)脇の市道への飛砂対策について

九十九里有料道路(波乗道路)は津波対策による嵩上げ工事を実施し、平成29年に供用を再開したところである。嵩上げ工事後、大量の飛砂が九十九里有料道路脇の市道に堆積する頻度が増え、通行に支障をきたしており、その都度、飛砂の撤去を実施しているが、撤去費用も多額となり、対応に苦慮している。

また、九十九里有料道路用の側溝においても大量の砂が堆積している状況であり、市道に堆積した飛砂や側溝内の砂は、市道脇の排水路に流入し、排水能力を低下させる事態となっている。

については、九十九里有料道路(波乗道路)脇の市道への海岸飛砂の原因究明と対策、側溝の定期的な土砂撤去を図ること。

23 野田橋の4車線化（架け替え含む）整備について

野田橋周辺では浦和野田線に向かう通過交通車両が原因の渋滞が日常的に発生しており、今後、東埼玉道路整備の進捗により、更なる通過交通車両の増加も予想され、周辺住民への影響はより大きくなることが想定される。

については、渋滞の発生を抑制するために、野田橋の4車線化（架け替えを含む）の整備をすること。

（河川・港湾）

24 真間川水系の整備促進について

真間川は、昭和54年に総合治水対策特定河川の指定以降、千葉県において河川改修や調節池の建設、また流域4市では雨水貯留・浸透施設の整備などの流出抑制対策を進めてきた。

千葉県の事業進捗率は真間川水系全体では、令和2年度末現在で約88.7%となっており、流域の治水安全度の向上は顕著となっているが、令和3年3月の大雨では低地部で多くの浸水被害が発生しており、改めて河川施設の整備の重要性が認識された。

近年の台風の大型化や局地的な大雨に対して、排水施設整備だけでなく流出抑制対策の強化や自助活動への支援を進めているが、浸水被害リスクを軽減するには抜本的な対策となる河川事業の完遂が必要不可欠となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 春木川の改修を早期に実施すること。
- (2) 大柏川第二調節池を早期に完成させること。
- (3) 派川大柏川の改修を早期に実施すること。

25 旧江戸川の護岸改修について

千葉県では「江戸川左岸圏域河川整備計画」において、「耐震性に配慮した構造と、高潮と地震時の安全性を確保した整備を実施」と明記している。

しかし、一級河川旧江戸川の護岸は、整備から既に40年以上が経過しており、老朽化が著しく、首都直下地震のような大規模な地震及び、地球温暖化を

起因とする台風の大型化や局地的な豪雨の頻発など、自然災害のリスクが年々高まっている。

また、旧江戸川は、地元市が実施している「市民が選ぶ景観100選」でも選ばれるなど、地域住民の憩いの場として最大限活用して行くことが求められている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 自然災害のリスクに備え、早期に護岸の改修を進めること。
- (2) 旧江戸川は、都市における貴重なオープンスペースであることから、「江戸川左岸圏域河川整備計画」の「水辺に親しめる空間を創出する」という考えのもと、改修を進めること。

26 二級河川の整備・維持管理及び流域治水について

令和元年10月25日の大雨により二級河川の数箇所河川が氾濫し、特に一宮川沿線の茂原市街地を中心に住居や店舗およそ3,700棟が床上床下の浸水被害を受け、平成元年、平成8年、平成25年に続き、平成以降四度目の被災となり、被災した多くの市民は度重なる浸水被害により精神的・経済的に疲弊している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 河川改修を主とする浸水対策の早期完成のため、関係予算の増額を図ること。
- (2) 一宮川水系について、上流域や支線の河川整備計画を策定し、一日も早く事業化を図ること。
- (3) 南白亀川水系赤目川について、河道改修及びA調節池を早期に完成させること。
- (4) 上記(2)及び(3)の河川の維持管理について、堆積土撤去及び竹木伐採などの河川管理を定期的実施し、出水時には河川状況をウェブサイトを確認するための監視カメラをさらに設置すること。
- (5) 気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組を県が主体となり推進させること。

27 印旛沼の総合的な対策について

印旛沼周辺は風光明媚な景観を有し、また県立印旛手賀自然公園区域にも指定され、レジャー、親水、観光が盛んである。またその表流水は上水道や、工業用水及び農業用水の水源としても利用されている一方で、その水質は常に全国ワースト上位となっている。

印旛沼流域は13市町と広域にわたり、県を主体に流域市町等が協力して水質浄化などの諸問題に取り組んでいるが、未だ抜本的な解決は図られていない。

また、複数の河川や水路の流末となっていることから、印旛沼の水位が周辺地域に与える影響は非常に大きなものとなっている。

については、水質改善や治水対策として、堆積した底泥の浚渫や、水の流動化を図る対策を実施すること。

28 鹿島川及び高崎川の治水対策について

鹿島川及び高崎川は、豪雨等による河川氾濫により家屋の浸水や農地・道路等の冠水が発生している。千葉県では当該河川の改修事業に取り組んでいるが、近年、豪雨等の発生頻度が高まっているため、早急な対策が必要となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 鹿島川及び高崎川改修事業を引き続き推進し、河川氾濫の対策について早期実現すること。
- (2) 計画的な河道の浚渫により流下能力を確保すること。

29 一級河川大柏川第二調整池の整備促進について

鎌ヶ谷市馬込沢地区は、度重なる浸水被害が発生する地区で、床上・床下浸水に見舞われる家屋が数多くある。

地元市は、一級河川大柏川の上流に位置し、この浸水被害を軽減するため、馬込沢地区を流れる準用河川二和川流域に二和貯留池や横下貯留池等を整備し、治水対策を進めてきたが、浸水被害の解消には至っていない。

このような中、一級河川大柏川第二調整池の用地取得が進捗したことから、準用河川二和川整備事業に着手している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 事業の整備効果を発揮させるために、一級河川大柏川第二調節池の整備促進及び速やかに事業完了すること。
- (2) 上面利用についても通学路としての活用なども含め、引き続き事業の進捗に合わせて、検討及び協議すること。

30 二級河川の整備促進について

近年、気候変動に伴い、集中豪雨や大型台風等の大規模自然災害が頻発している。特に、令和元年房総半島台風をはじめとした一連の風水害では、これまで経験したことのない甚大な被害を受けた。小糸川の支流は未改修箇所が多く、豪雨の度に人家や農地が冠水するなどの被害が発生することが危惧される。

については、下記事項について措置を講じること。

- (1) 小糸川、小櫃川等の二級河川については、今後も予測される大規模自然災害を想定した整備計画を早期に策定し、更なる改修・浚渫工事を進めること。
- (2) 豪雨や台風時に河川の危険な状況をリアルタイムに把握でき、迅速な避難行動につながるよう河川監視カメラの更なる充実を図ること。

31 旧江戸川河口部及び見明川の浚渫工事の実施について

旧江戸川は、災害発生時の緊急輸送路としての活用が期待され、また、東京湾への航路として、地元市の地場産業である遊漁船が日常的に航行している。

一方、旧江戸川河口部は、土砂の流れ込みによって浅くなり、干潮時は船舶の通行が困難になっており、先般、小型船が座礁する水難事故も発生している。

また、旧江戸川と接続する見明川においても、土砂やカキ殻が堆積し、船舶の航行に加え、雨水吐口ゲートの開閉にも支障を来している。

千葉県地域防災計画に基づく旧江戸川の緊急輸送機能は、県の責任において確保すべきであり、また、当該区域において航路を確保することは、地域資源を活用した観光振興にも寄与するものである。

については、旧江戸川河口部及び見明川の浚渫工事を県において早期に実施すること。

32 集中豪雨や台風による河川の氾濫対策について

二級河川山名川は、集中豪雨や台風により中地区と御庄地区の一部で氾濫し、田畑の冠水の被害も発生している。

また、平久里川水系の流域でも、同様に氾濫の被害も発生しており、現在、部分的な河道拡幅工事が徐々に進められているが、十分ではない状況である。

については、水害常習地域を減少させ、家屋浸水や田畑の冠水被害を解消させるため、当該河川整備の早期完成を図ること。

33 洋上風力発電設備の設置等に伴う港湾の整備充実及び地元市町村負担金の軽減について

2050年のカーボンニュートラルに向け、再生可能エネルギーの主力電源化への取組が進められている中、千葉県の太平洋沿岸でも銚子市沖やいすみ市沖の海域において再エネ海域利用法に基づく、洋上風力発電設備の建設の検討が進められている。

洋上風力発電設備の整備とその後の維持管理を円滑に進めるためには、当該洋上風力発電設備からできるだけ近い地域に、必要な機能を備えた港湾が求められている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 千葉県沿岸地域に洋上風力発電設備の導入拡大を図るため、必要な港湾整備を引き続き実施すること。
- (2) 港湾整備の際は、国の負担（補助）の引き上げを求め、さらに、市町村の負担割合を引き下げること。

34 海岸保全施設の早期整備について

船橋市臨海部の水門や排水機場を含む海岸保全施設は、地震による津波や台風による高潮などの災害から、ゼロメートル地帯を含む本市の中心市街地を守る役割を果たしているが、設置から50年以上が経過し、老朽化が進行しているうえ、耐震性が確保されていない状況である。

このような状況の中、千葉県より津波浸水想定図や高潮浸水想定区域図が示され、津波・高潮対策の必要性がこれまで以上に高まっており、内陸部への浸水を防ぐためには、水門等の海岸保全施設が有事においても的確に機能することが重要である。

については、現在実施中の千葉県施行区間の整備を着実に進めるとともに、船橋排水機場や海老川水門を含む直轄事業要望区間についても、早期に事業化されるよう、国へ働きかけること。

35 館山港多目的観光棧橋の整備促進について

館山港多目的観光棧橋については、これまで港湾管理者である千葉県において2号物揚場の増設や大型バスの待機旋回や歓迎行事の実施等に支障を来している－7.5m岸壁の整備について検討しているが、平成14年に国・県・市の三者で策定した「館山港港湾振興ビジョン」で示された計画に比べ、その規模は、大幅に縮小されている。

船舶寄港増加や安房地域の海の玄関口として、安房地域全体への観光振興のため、現在計画している事業を含め、先端岸壁の陸側に高速ジェット船が接岸する際の波浪の影響を軽減する消波用スクリーン等の早期整備や小型船舶係留施設及び道路部分の整備等について「館山港港湾振興ビジョン」に基づいた規模で整備を拡充すること。

36 海岸防潮堤の維持管理について

九十九里浜沿岸では、東日本大震災の津波被害後に防災対策として海岸防潮堤が広範囲にわたって整備されているが、海岸防潮堤の海側部分の階段や舗装道路面には、大量の砂が堆積して利用が出来ない箇所が多数ある。

また、既に防潮堤の砂の部分が崩れてしまい、防護機能が低下している箇所もある。

については、防災機能が十分に発揮され、海岸を利用する方々の利便性が損なわれないよう、海岸保全施設に日頃からのきめ細かな維持管理をすること。

(都市基盤)**37 江戸川第一終末処理場の早期完成について**

流域8市の江戸川左岸流域下水道区域の未普及解消は、江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場の順調な整備が前提となるが、水処理系列全9系列のうち、第1系列については令和2年度に完成したものの、第2系列以降の整備完了時期については明らかにされていない。

流域8市において、今後、下水道整備の速度を上げることが見込まれる中で、江戸川第一終末処理場の整備が遅延すると、各市の公共下水道整備に影響が及ぶこととなる。

については、全県域汚水適正処理構想に基づき下水道未普及解消を着実に進められるよう、江戸川第一終末処理場水処理施設第2系列以降の整備を早期に進めること。

38 江戸川左岸流域下水道の不明水対策について

不明水対策に関しては、千葉県流域下水道不明対策担当者会議が設置されており、県及び流域関連市で一体となって不明水対策を推進している。

については、台風などの大雨時に不明水の流入による溢水被害を抑制する対応として、江戸川終末処理場や市川ポンプ場の効果的な運転を行うと共に、流域関連市に対し、不明水対策の指導を引き続き行うこと。

39 成田国際空港の更なる機能強化等への対応について

成田空港圏における幹線道路は、交通利便性や経済活動、大規模災害時の復旧活動等に影響を及ぼすことから、広域的な道路ネットワークの形成が重要である。

また、成田国際空港の更なる機能強化による運用時間の延長や旅客数の増加に伴い、特に深夜帯における空港発着電車とバスの増発や、成田国際空港及び羽田空港と都心を直結する「都心直結線」の整備、空港への公共交通アクセスの増強が喫緊の課題となっている。

国家戦略特区の提案及び開発の規制緩和は、県の未来を拓くものとして必要不可欠である。第三滑走路事業も着手され、経済効果を最大限いかすには早急な対応が必要であり、地域と空港の発展が好循環する地域づくりの実現に向けて策定された実施プランの実効性・実現性の担保が重要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 成田国際空港への公共交通アクセスの更なる向上を推進するよう、早急に国に働きかけるとともに、都心直結線については、東京都との3者協議の場を設けること。
- (2) 県道成田小見川鹿島港線の4車線化を速やかに実施し、成田空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン」に掲げられている道路の整備及び新たな交通ネットワークの検討を進め、その具体策について早期に提示すること。
- (3) 成田国際空港の更なる機能強化に伴う、新たな市街地開発を目的とした市街化区域への編入等についての手続きを円滑に進められるよう、協議・調整を図ること。
- (4) 医療関連産業の集積のための新たな産業用地の確保を含め、インフラ整備や企業誘致等についての財政面を含めた多様な支援を行うこと。
- (5) 酒々井ICから県道八日市場佐倉線までを一体路線として、千葉県において広域幹線道路として整備すること。
- (6) 国家戦略特区の早期指定に向け、先導的役割を果たすこと。
- (7) 都市計画法の規定に基づく千葉県条例の改正による開発の規制緩和をすること。

40 運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の整備について

平成10年度施行の運動公園周辺地区土地区画整理事業は令和2年3月13日付で事業計画変更告示が行われ、事業期間が令和11年度まで延伸された。

また、県立市野谷の森公園は、平成19年度より千葉県施行事業として整備が進められた。

周辺の土地区画整理事業は着実に進捗し、公園隣接地域はすでに市街化されており、市野谷の森公園の早期完成を求める多くの声があがっている。

については、次の事項について措置を講じること。

(1) 運動公園周辺地区土地区画整理事業について

ア 計画どおり確実な換地処分が行えるよう徹底した事業進捗及び執行管理を行うこと。

イ 都市計画道路3・3・2号新川南流山線をはじめとした幹線道路及び地区南側の整備のために必須となる2号調整池の早期整備を図ること。

ウ 予算及び職員をこれまで以上に確保し、更に遅延が生じないよう事業推進を図ること。

(2) 県立市野谷の森公園について

ア 一日でも早い完成を目指し、部分供用が可能となる段階的な展開を進めること。

イ 未事業化の公園部分については、貴重な緑の保全を図るためにも、令和4年度には事業着手するよう早期整備を図ること。

41 県立八千代広域公園事業の早期完了について

本公園は、印旛放水路（新川）を含む全体面積約53.4haの広域公園で、公園内に「八千代市総合グラウンド」及び「TRC八千代中央図書館・オーエンス八千代市民ギャラリー」があり、地域における情報文化・スポーツの中心エリアとなっている。

平成30年度には、村上側の約9.8haについて、千葉県の施工により公園整備が概成したところである。

については、本公園は、市民の憩いの場や広域避難場所としての機能を有することから、萱田側の約8.8haについても、整備を促進し早期完了を図ること。

第8 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 GIGAスクール構想の実現に向けた財政措置等の支援について

GIGAスクール構想に伴い、校内通信ネットワークの整備費用及び児童生徒1人1台端末の導入費用について補助されている。

しかし、次期タブレット端末の更新及びネットワーク等の維持運営費（回線使用料等）等に係る費用について、国の支援策については不明確であり、財政支援が受けられない場合には、市町村財政に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

また、小中学校の業務環境改善に資する校務支援システムについては、各自治体によって契約期間や導入機器メーカーが異なるため、コストや管内異動教員の負担が生じており、児童生徒が転校・進学した際のデータの受け渡しが困難である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) ネットワークにかかるランニングコストに対する財政支援の創設、端末の維持・更新に係る経費等について、自治体の財政力に係わらず国の責任で支援するよう働きかけること。また、県独自の支援策を創設すること。
- (2) 県が中心となり、統合型校務支援システムの共同調達及び共同利用の推進を図ること。

2 学校給食費の無償化について

学校給食費の無償化への取組は県内自治体においても対応が異なる。

については、知事の県政ビジョンにも掲げられている学校給食費の無償化を早期実現すること。

3 学校施設環境改善交付金の長寿命化改良事業等の交付率の引上げ及び要件の緩和について

国からの要請を踏まえ各自治体では、令和2年度末までに公共施設等の個別施設の具体の対応方針を定めた長寿命化計画を策定しており、学校施設についても、各自治体が策定する「学校施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化改修等を行うこととなる。

加えて、学校施設は障害のある子ども達も安心して学校生活を送れる必要があるとともに、災害時の避難所等としての役割も果たすことから、バリアフリー化の一層の推進も求められている。

しかしながら、今後の社会経済情勢等を踏まえると、地元市を含む各自治体の財政状況は一層厳しくなると見込まれ、事業を推進するためには、国等の強力な支援が必要となる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 学校施設環境改善交付金の交付率を3分の1から2分の1に引上げを行うよう、国に働きかけること。
- (2) その他防災機能強化に資する工事として屋根や屋上防水の改修工事を対象とすること等、交付対象事業を拡大するよう、国に働きかけること。

4 小中一貫教育推進における加配措置について

令和2年度に小学校、令和3年度に中学校の学習指導要領が改訂され、これから訪れる予測困難な時代を生きる力を、児童生徒に身に付けさせることが求められ、学校において多様な学びに対応しなくてはならない。

また、義務教育9年間を見通して教育を行うことを求めており、小中一貫教育は、児童生徒に必要な資質・能力を身に付けさせるための有効な手段であり、全域で小中一貫教育を展開している市もある。

しかし、定数配置されている教員だけでは多様な学びへの対応が難しいため、現在、中学校区に1名ずつ、市で雇用する非常勤のスクールサポート教員を配置している。

については、小中一貫教育推進のため、常勤の講師の加配を行うこと。

5 県立特別支援学校の設置について

第2次県立特別支援学校整備計画では、市川特別支援学校の学区の児童・生徒数の過密状況に対して、新設校等を設置することにより、その解消を図ることとしている。

新設校等については、学区内の小・中学校等の空き校舎等の活用が示されているが、児童・生徒の減少による空き教室を活用する既存校との併設型について検討することも必要である。

については、第3次県立特別支援学校整備計画に併設型も設置形態として明記し、地元市への特別支援学校の設置を明確に位置付けること。

6 スクールカウンセラーの派遣の充実について

いじめ、不登校、発達障害をもつ子どもに関する事など、学校の抱える問題は複雑化・多様化しており、それらに対応する専門職としてスクールカウンセラーの存在は大きなものになっている。

スクールカウンセラーへの相談件数は非常に多く、ニーズも年々高まっているが、勤務日数が少ないため、継続して円滑に相談活動を行うことが難しい状況である。

については、児童生徒、保護者、教職員のニーズに応じて、充実した相談活動を行うため、学校への派遣日数の増加並びに未設置校への配置を引き続き行うこと。

7 教育環境の整備について

令和3年6月28日、八街市において、下校途中の小学生が飲酒運転のトラックに轢かれ、5人が死傷するという痛ましい事故が発生した。

については、悲惨な交通事故の根絶を目指すために、次の事項について措置を講じること。

- (1) 全小中学校における送迎スクールバスを運行するための支援を行うこと。
- (2) 全小中学校通学路における警備員配置の支援を行うこと。

8 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の予算の増額等について

放課後子ども教室を実施する際の財源として、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」を充当しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の一部を中止した令和2年度を除き、ここ数年、支給される補助金は想定される補助金(対象事業費の国・県各々1/3)より少なくなっている。

また、当該教室について、円滑な実施と新型コロナウイルス対策に多くの人的資源を投入しており、より一層の人的資源が必要となる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 子どもたちの安全安心な活動拠点の確保及び子育て世代の支援のため、当該補助金の予算を増額すること。
- (2) 地域学校協働本部を導入していること等の補助要件の追加をしないこと。

第9 警察行政の充実強化について

警察行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 道路の安全確保に関する予算の拡充について

車の交通量が増加傾向にあり、交通事故の未然防止や交差点内の安全確保には、信号機の設置が必要と思われる箇所が数多くある。

しかし、信号機の設置については年々減少傾向であり、交通安全の確保の観点から、不安視せざるを得ない状況である。また、横断歩道や停止線等の白線が消えかかっている箇所も多く、歩行者並びに車両の運転手からの視認性が低くなることに伴う危険性も懸念される。

については、信号機の新たな設置や白線の補修、塗り直し等の交通安全施設への適切な維持管理に係る予算の拡充を引き続き図ること。

2 幹部交番の警察署への昇格等、警察体制の強化について

八街市の犯罪認知件数は、近年の最多件数である平成25年より約半数以下に減少し、令和元年には416件、前年比で57件、率にして約12%減少している。

これは、警察による治安対策強化に加え、地元市による市民と一体となった自主防犯パトロールの推進や、青色回転灯装備車によるパトロールの実施、人出の多い駅周辺での街頭防犯カメラの運用や、防犯ボックスを開設する等、独自の防犯対策を実施してきた成果でもある。

また、令和3年6月には、飲酒運転者のトラックによる小学生5人を巻き込んだ、痛ましい死傷事故が発生しており、飲酒運転等の交通違反取締り及び交通規制を強化し、交通安全対策を推進する必要性がより高まっている。

このようなことから、市民生活の安全安心を高めるためには、更なる警察力の強化が求められている。

については、八街幹部交番の警察署への昇格とともに、機能の充実・拡充を含めた警察体制の強化を図ること。

3 交通安全施策について

令和3年6月28日、八街市において、下校途中の小学生が飲酒運転のトラックに轢かれ、5人が死傷するという痛ましい事故が発生した。ついては、悲惨な交通事故の根絶を目指すために、次の事項について措置を講じること。

- (1) 飲酒運転の根絶に向けた気運の醸成をすること。
- (2) 事故が発生した通学路を始め、通学路における速度規制を早期に実施すること。
- (3) 通学路における信号機、横断歩道などの交通安全施設を迅速に整備すること。
- (4) 交通安全指導及び交通安全啓発に対する人的・財政的支援を行うこと。
- (5) 飲酒運転取締り及び生活道路における速度違反取締りを強化すること。